

達古武湖自然再生実施計画（案）の主な修正点

環境省釧路自然環境事務所

ページ番号	項目	修正内容
5～18	達古武湖における水生植物	文章の構成を再整理し、 1)水生植物の変遷と現状 過去から現在の水生植物の生育状況をまとめた 2)水生植物の生育環境の変遷と現状 過去から現在の水生植物の生育環境（第一の変遷、第二の変遷の解説を行った上で、現状の水質、底質等のデータ等を掲載）
19～28	達古武湖及び対象地域の動物	<ul style="list-style-type: none"> ● 哺乳類、鳥類の情報を追記した ● 魚類、水生大型無脊椎動物は確認種リストを再度確認し、追加した ● 希少種の情報は、分類群毎の確認種リストに記載し、「達古武湖の希少種」の項は削除した
39	南部湿地帯からの流入	南部湿地帯からの栄養塩類の流入に関する計算（見積もり）は、過大評価にならないよう計算条件を設定したことを明記した。（指摘事項 2-1 への対応）
40	林地や農地・牧草地からの流入	<ul style="list-style-type: none"> ● 「うち、林地についても…排出負荷対策に含めて取り扱うこととしている。」は、対策の方向性に関する内容が含まれており、当該部分に書くことが適当でないため削除した。 ● 「2010 年から 2011 年にかけて…栄養塩類の負荷に寄与している割合が高いと考えられる。」は、p41 において結果に関する具体的な記述を行っており、必要性が低いため削除した
41	降雨時における栄養塩類の負荷流入特性	「このうち、農地・放牧地等では、肥料・堆肥等を起源とする負荷が考えられるが…現在実施中の森林再生事業との連携の中で対応していくことが考えられる」は、対策の内容が含まれており、当該部分に書くことが適当でないため削除した。
56	流域からの栄養塩類流入抑制に関する個別目標	南部湿地における対策の目標及び効果把握について、リファレンスサイトでの直上水の T-N、T-P とすることを明記した。（指摘事項 2-3, 2-4 への対応）

57	南部湿地から供給される栄養塩類対策	南部湿地以外での栄養塩類の蓄積地点の特定や対策の必要性に関する検討を引き続き実施することを明記した。(指摘事項 2-5, 2-6 への対応)
58	南部湿地及びリファレンスサイトの水質測定結果	2011 年度に実施した南部湿地及びリファレンスサイトの水質測定結果を明記した。(指摘事項 2-3 への対応)
59	面源負荷対策	本事業で指す森林地域での対策(自然林の保全や達古武地域自然再生事業との連携)を明確化するために記述を変更した。(指摘事項 2-8 への対応)
60	湖内の物理・科学環境に係るモニタリング	流入河川 1 地点を、「達古武橋 (流入河川)」1 地点 と修正した。(指摘事項 2-10 への対応)
65	達古武地域内での連携	釧路湿原達古武地域自然再生事業と連携する意義として、林地での対策が必要であることを明記した。(指摘事項 2-9 への対応)